

現行診療報酬における時間の評価の例

別表 1

○コストの構成要素として標準的な点数設定に利用しているもの

●手術料

術式による所要時間の違いを点数設定に反映

○時間を単位として算定するもの

●リハビリテーション

理学療法、作業療法、言語聴覚療法は20分を1単位として算定。

○時間を単位に加算点数を算定するもの

●往診料、在宅患者訪問診療料

患家における診療時間が1時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、所定点数に加算する

●人工呼吸、非開胸的心マッサージ

30分を超えた場合、30分又はその端数を増すごとに所定点数に加算する

●硬膜外麻酔 脊椎麻酔 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、所定点数に加算する

○時間を算定要件とするもの

●通院精神療法「1」、心身医学療法「2」（入院中の患者以外）

初診時には診療時間が30分を越えた場合に限り算定できる

●在宅療養指導料

1回の指導時間は30分を越えるものでなければならないものとする